

■ 狂犬病予防接種のお知らせ ■

生後 91 日以上の子には、狂犬病予防法により登録と年一回の狂犬病予防接種が義務付けられています。登録、予防接種は飼い主の責任ですので必ず受けましょう。

日程は下記のとおりですので、ご都合のいい会場にお出かけください。

■狂犬病予防接種日程表

月/日(曜日)	時 間	場 所
4 月 5 日 (火)	13：30～14：00	東西町コミュニティセンター
	14：10～14：30	境公民館
	14：45～15：15	ふるさと交流センター
4 月 6 日 (水)	13：30～13：45	緑水園上広場
	14：00～14：15	能竹公民館
	14：35～14：45	道河内公民館
	15：15～15：30	東長田山村広場
4 月 7 日 (木)	13：30～14：15	南部町役場法勝寺庁舎
	14：30～14：50	下阿賀公民館
	15：05～15：35	大国田園スクエア
4 月 8 日 (金)	13：30～13：50	南部町役場天萬庁舎
	14：05～14：25	円山集会所
	14：35～15：10	会見農村環境改善センター
補足日 6 月 3 日 (金)	13：30～13：50	南部町役場天萬庁舎
	14：15～14：45	南部町役場法勝寺庁舎

【手数料】	
* 新規登録の場合	
登録手数料	3, 000 円
注 射 料	2, 400 円
注射済証交付手数料	550 円
計	5, 950 円
* 登録済の場合	
注 射 料	2, 400 円
注射済証交付手数料	550 円
計	2, 950 円
* 再登録の場合	
再登録料	1, 600 円
注 射 料	2, 400 円
注射済証交付手数料	550 円
計	4, 550 円
※犬の表示シールが必要な方は、別に 80 円が必要です。	

※登録済の方は犬の登録カードをご持参ください。

※つり銭のいらないようにお願いいたします。

【問い合わせ先】 町民生活課 環境衛生室 担当:米原 (Tel 6 4－3 7 8 1)

■ 町営西伯墓苑使用者を募集します ■

町営西伯墓苑 1 区画（未使用）の使用者を募集します。所在地は南部町福成です。

名称	区分	番号	面積	使用料	管理料/年
南部町営西伯墓苑	B	2 5 3	5. 7 6 m ²	2 6 3, 0 0 0 円	2, 1 4 0 円

【使用者の資格】 南部町に住所を有する世帯主の方

【申込受付期間】 平成 2 3 年 2 月 1 8 日（金）～ 平成 2 3 年 3 月 3 日（木）

【申 込 場 所】 南部町役場 町民生活課 （天萬庁舎又は法勝寺庁舎）

【申込に必要な書類など】 印鑑、申込書、住民票抄本（世帯主、本籍地記載のもの）

※ 申込用紙は町民生活課にあります。

【問 い 合 わ せ 先】 町民生活課 環境衛生室 担当：後藤 (Tel 6 4－3 7 8 1)

■ 「竹林整備の集い」開催のお知らせ ■

生長が速く里山や植林地などへの竹林の拡大は環境破壊になり、放置竹林の整備が急務となっていることから、竹林の維持・整備と竹の子の出荷販売に関心のある方を対象に説明会を開催します。

【日 時】平成 2 3 年 2 月 2 3 日（水）午後 6 時～

【場 所】緑 水 園

【内 容】竹の子の出荷販売についての説明及び講演会

講演 「竹林の維持・整備について」

講師 鳥取大学名誉教授 作野友康氏

【主催・後援】 財団法人南部町地域振興会・役場産業課

【問い合わせ先】緑水園 (Tel 6 6－5 1 1 1)

■ 特定（産業別）最低賃金が改定されました ■

「鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」が平成 2 3 年 1 月 2 0 日から 1 時間 7 3 4 円に、「鳥取県各種商品小売業最低賃金」が平成 2 3 年 2 月 1 1 日から 1 時間 6 9 4 円に改定されました。

鳥取県の最低賃金は次のとおりです。

鳥 取 県 最 低 賃 金		
1 時間	6 4 2 円	発効年月日:平成 2 2 年 1 0 月 3 1 日

特 定（産業別）最 低 賃 金		
最低賃金の名称	最低賃金額	発効年月日
鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	1 時間 7 3 4 円	平成 2 3 年 1 月 2 0 日
鳥取県各種商品小売業最低賃金	1 時間 6 9 4 円	平成 2 3 年 2 月 1 1 日

※詳細につきましては、鳥取労働局労働基準部賃金室又は最寄りの労働基準監督署にお尋ねください。

【問い合わせ先】鳥取労働局労働基準部賃金室 (Tel 0 8 5 7－2 9－1 7 0 5)

米子労働基準監督署 (Tel 0 8 5 9－3 4－2 2 3 1)

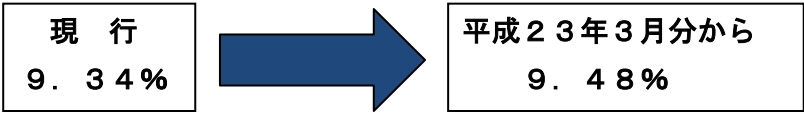
■ 地デジの準備はお済みですか? ■

テレビのアナログ放送は、いよいよ今年 7 月 2 4 日に終了し、地上デジタル放送に完全移行します。早めの準備をお願いいたします。 ～地デジに関することはデジサポ鳥取へ～

なお、ケーブルテレビに加入されている方は、7 月 2 4 日以降でも現在お使いのアナログテレビで視聴できます。

【問い合わせ先】デジサポ鳥取 (Tel 0 8 5 7－3 3－4 8 0 0)

■ **協会けんぽ鳥取支部の健康保険料率が変わります** ■



※介護保険料率についても、本年 3 月分から 1. 5 0 %から 1. 5 1 %に変更されます。

※ 4 0 歳から 6 4 歳までの方（介護保険第 2 号被保険者）は、健康保険料率に介護保険料率 1. 5 1 %が加わります。

協会けんぽ鳥取支部の保険料率は、平成 2 3 年 3 月分（4 月納付分）から変更されることとなり、現行の 9. 3 4 %から 9. 4 8 %に改定されます。協会けんぽ鳥取支部における平均的な給与（約 2 4 万円）の場合、月あたりの本人負担は 168 円増え 1 万 1,376 円、4 0 歳から 6 4 歳までの方（介護保険料含む）は 180 円増え 1 万 3,188 円となります。非常に厳しい経済状況の中、加入者の皆様の医療と健康を支えるため、事業主・加入者の皆様にはこのようなご負担をお願いせざるを得なくなりました。何とぞご理解ご協力いただきますようお願い申し上げます。

協会けんぽ鳥取支部は、皆様の健康保持・増進のための取り組みを推進するとともに、国に対しさらなる国庫補助の増額などを求めています。地域の医療費適正化の対策、健診・特定保健指導実施率の向上、現金給付適正化の対策、ジェネリック医薬品の使用促進など加入者や事業主の皆様の負担の軽減に向け、今後とも職員一丸となって鋭意努力してまいりますので、何とぞご理解ご協力をよろしくお願いいたします。

【問い合わせ先】協会けんぽ鳥取支部 企画総務グループ（電話 0 8 5 7 - 2 5 - 0 0 5 1）

■ **地デジ詐欺にご注意ください!!** ■

アナログテレビ放送は、今年 7 月 2 4 日に終了しますが、デジタル化に便乗した詐欺が発生しています。正しい知識で悪質商法を撃退しましょう。

疑問 1 放送局を名乗る人から電話で「近いうちに地デジのための工事を行うのでお金を用意しておくように」と言われたけど、これホント？

答：× 役所や放送局が電話で地デジの移行を名目にお金を請求することは絶対にありません。（ウソ）

疑問 2 「地デジになって新たに受信料が必要になった」と料金を請求された。これホント？

答：× 地上放送であれば、従来の NHK の受信料とは別に地デジを見るための新たな受信料を支払う（ウソ）必要はありません。

疑問 3 「地デジを見るのにテレビを買い替えなくても別の方法がある」と言われたけど、これホント？

答：○ ケーブルテレビに加入されるか、市販されているデジタルチューナーを接続すれば、現在お使い（ホント）のアナログ対応のテレビでもデジタル放送を見ることができます。

あれ?おかしい?と思ったら役場または警察へご連絡を!!!

【問い合わせ先】企画政策課（法勝寺庁舎） 担当:板持（Tel 6 6 - 3 1 1 3）

情報なんぶ

平成 2 3 年 2 月 1 7 日発行

南部町行政だより 第 9 2 号

企画政策課 電話 6 6 - 3 1 1 3

<http://www.town.nanbu.tottori.jp>

mail to / kikaku@town.nanbu.tottori.jp

■ **火の取扱いに十分注意しましょう!** ■

石油ストーブなど火を取扱う機会が多い時期です。火の取扱いには十分注意し、ストーブの周りには燃えやすいものを置かないなど、火災予防に努めましょう。

■ **天萬庁舎の宿直員廃止について** ■

天萬庁舎は、改修後公民館機能を有することになったため、建物自体の平日の開所時間が、午前 8 時 3 0 分から午後 1 0 時までとなりました。役場業務については、午後 5 時 1 5 分までですが、戸籍の届出はこれまでと同じく日直員が対応します。

今回の改修に合わせて、宿直員の設置について検討した結果、これまで夜間に町民のみなさんからの問い合わせはほとんどなかったことと、電話の問い合わせには法勝寺庁舎で十分対応ができることから、平成 2 3 年 4 月 1 日（金）から午後 1 0 時以降、翌朝午前 8 時 3 0 分までは天萬庁舎を無人化し、警備システムで管理することと致しました。電話及び緊急のご用の際は、法勝寺庁舎（Tel 6 6 - 3 1 1 2）をご利用ください。

なお、休日につきましては、日中は日直員で対応し、午後 1 0 時以降は平日と同様に警備システム管理となります。

天萬庁舎の無人の時間帯における婚姻、死亡等の戸籍届け出については、お手数ですが、法勝寺庁舎に届け出ていただきますようお願いいたします。

【問い合わせ先】総務課（Tel 6 6 - 3 1 1 2）

■ **原付・軽自動車等の廃車・名義変更等の手続きはお早めに!** ■

軽自動車税は、原付・農耕車・軽自動車・二輪等を 4 月 1 日に所有（使用）している方に課税します。

スクラップ等廃棄処分しても廃車申告をしていない場合や、他の人に譲り渡したが名義変更の申告をしていない場合など、そのままにしておきますと、いつまでも税金が課税されます。早めに廃車または名義変更等の手続きをしてください。

【手続き先】

○ 原付（125cc 以下）・農耕車等の場合 … 税務課（法勝寺庁舎）Tel 6 6 - 4 8 0 2
町民生活課（天萬庁舎）Tel 6 4 - 3 7 8 1

○ 軽自動車（2 輪・3 輪・4 輪）の場合 … 鳥取県軽自動車協会 Tel 0 8 5 7 - 2 8 - 7 0 2 1

○ 二輪の小型自動車（250cc 超〜）の場合 … 中国運輸局鳥取支局 Tel 0 8 5 7 - 2 2 - 4 1 5 4
または、二輪・自動車販売会社へお問い合わせください。

【問い合わせ先】税務課（法勝寺庁舎） 担当:古曳（Tel 6 6 - 4 8 0 2）

■ **介護をされている「家族のつどい」開催のお知らせ** ■

【日 時】3 月 1 8 日（毎月第 3 金曜日）午前 1 0 時～

【場 所】健康管理センターすこやか（申し込みは不要です）

【問い合わせ先】健康福祉課（すこやか） 担当:頼田（Tel 6 6 - 5 5 2 4）